

ご注意ください! 特殊詐欺の手口 こんな言葉に騙されないで!

● オレオレ詐欺 ～ 息子や孫になりすまし、電話を掛けてくる手口

- ◆ 携帯電話をなくした(壊れた)、電話番号を変えた
- ◆ 会社のお金を使い込んだ(小切手を落とした・電車で置き忘れた)
- ◆ 女性問題でトラブルになってお金がいる、内緒で助けてほしいなどと現金の送付や手渡しを要求する

● 還付金詐欺 ～ 市役所職員や金庫職員等を名乗り ATM に誘導する手口

- ◆ 医療費の還付金がある、手続きするので携帯電話を持って ATM に行ってください
 - ◆ 還付金の手続きがまだですが今なら間に合います、中信から電話をさせます
 - ◆ 携帯電話で操作を教えるので、急いで ATM に行ってください
- などと最初に高齢者に「還付金に戻る、自分の口座にお金が振り込まれる」と信じ込ませ、次に携帯電話で「手続き番号」と偽って「499010」等の数字ボタンを押させた後「振込しますから、振込ボタンを押して」と指示し、入金ではなく 499,010 円を振込ませる

● カード手渡し型詐欺 ～ 警察官や金庫職員等を名乗り訪問する手口

- ◆ あなたのカードを使った犯人を検挙したので、この後中信の●●から電話がある
 - ◆ カードを新しくするので中信の●●を行かせる、カードを渡して番号を伝えてください
 - ◆ ▲▲デパートであなたのカードで高額の買物がされている
- などと、複数の者から電話があり、その後自宅を訪れた他人にカードを渡して暗証番号を教え、コンビニ等で現金を引き出される

● 架空請求詐欺 ～ 郵便やインターネット、携帯電話メールを利用した手口

- ◆ 有料サイトの利用料が未払いで訴訟手続きになる
 - ◆ 裁判になった、弁護をするので供託金が必要
 - ◆ 契約を解約するために解決金や手数料が必要
- などと、調査会社や弁護士を名乗って、振込や送金を要求する

大切なお金を守るための注意点!

- ※ 金融機関の職員や警察官が自宅を訪問してカードを受け取る、暗証番号を聞くことは絶対にありません。
- ※ 犯人は「金融機関の職員や警察もグルだ!」と言いますが、これも特殊詐欺の手口です。
- ※ 普段から家族や近所の方と特殊詐欺の話をして、お互いに注意が出来るようにしてください。
- ※ 犯人は最初に府警本部や実在する〇〇警察署の警察官〇〇、市役所や区役所の職員〇〇と名乗り電話をかけ、更に「中信の〇〇」と名乗り電話をかけ、お客様(高齢者)の信頼を逆手に取り、言葉巧みにだましています。
- ※ 携帯電話に「サイト利用料」や「有料動画の未納料金が発生している」・「法的措置に移行する」「コンビニエンスストアで電子マネーを買って」などのメールが届く、これも架空請求詐欺です。
- ※ おかしいと思ったら、ひとりで判断しないでまず家族や周囲の友人に相談し、当金庫の最寄りの支店に連絡するか、警察に通報(110番)してください。

ご相談など、最寄りの当金庫本支店または下記までお問い合わせください

京都中央信用金庫 相談室

 **0120-355-774**

平日9:00~17:00(当金庫休業日を除きます)



京都中央信用金庫